

令和7年4月以降保険始期用

指定自動車教習所総合補償保険

施設賠償責任保険＋普通傷害保険＋労働災害総合保険

ご加入のしおり



一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会

ご あ い さ つ

※このたび「指定自動車教習所総合補償保険」（施設賠償責任保険+普通傷害保険+労働災害総合保険）にご加入いただき誠にありがとうございました。

※「加入証」ができましたので、「ご加入のしおり」と一緒にご送付いたします。ご確認のうえ大切にご保存ください。

<引受損害保険会社>

幹事会社	共栄火災海上保険株式会社
非幹事会社	損害保険ジャパン株式会社
	東京海上日動火災保険株式会社

目 次

1. 「ご加入のしおり」の見方について	1
2. 指定自動車教習所総合補償保険の概要	3
3. 万一事故が起きたら	23
4. 指定自動車教習所総合補償保険約款集	25

1. 「ご加入のしおり」の見方について

貴教習所（学校）には同封いたしました加入証の「加入確認」欄にA・Bおよび○印が付されている補償保険にご加入いただきました。ご確認ください。

また、ご加入いただきました補償保険には後記4の「指定自動車教習所総合補償保険約款集」が次のとおり適用されます。

補償の種類と適用約款・特約

- (1)－① 「全車種」技能教習等賠償責任補償保険……………教習機材賠償責任補償特約
賠償責任保険普通保険約款
施設所有（管理）者特別約款
- (1)－② 「路上教習・講習」賠償責任補償特約（オプション）……………「路上教習」賠償責任補償特約
- (2) 「大型・普通自動二輪車」技能教習等賠償責任補償保険……………(1)－①の適用約款・特約に同じ
- (3) 「原付自転車」技能講習等賠償責任補償保険（傷害保険付き）……………<賠償責任補償>
(1)－①の適用約款・特約に同じ
<傷害補償>
交通乗用具搭乗中における傷害のみの補償特約
傷害保険普通保険約款
- (4) 「教習所施設」賠償責任補償保険……………教習所施設賠償責任補償特約
賠償責任保険普通保険約款
施設所有（管理）者特別約款

- (5) 「労働災害」補償保険.....労働災害総合保険普通保険約款
通勤災害担保特約条項
特別加入者担保特約条項
確定保険料特約条項

2. 指定自動車教習所総合補償保険の概要

(1)一① 「全車種」技能教習等賠償責任補償保険

この保険は、加入教習所（被保険者）が所有、使用または管理する教習機材（教習・講習に使用される四輪車（大型車・中型車・準中型車・普通車）・自動二輪車・原付自転車などすべての車種）の衝突・転倒などによって発生する次の(1)・(2)の事故に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

補償対象となる事故

(1) 「教習所構内」で行われる技能教習・講習中に

- ① 教習生・講習生、または他人が死傷したとき（同乗教習生・同乗講習生も含む）
- ② 教習生・講習生、または他人の財物が損壊したとき（同乗教習生・同乗講習生も含む）

(2) すべての免許保有者に対し、「道路（高速道路を除く）」で行われる技能教習・講習中に

- ① 運転教習生・運転講習生が死傷したとき（運転教習生・運転講習生以外の同乗教習生・同乗講習生、他人は対象となりません。）
- ② 運転教習生・運転講習生の財物が損壊したとき（運転教習生・運転講習生以外の同乗教習生・同乗講習生、他人は対象となりません。）

※免許保有者に対する教習・講習とは、第二種免許取得時教習および講習・初心運転者講習・高齢者講習（法定外を含む）・ペーパードライバー講習・安全運転講習・違反者講習等をいいます。

(注1) 持込車両について

教習所外から持込まれた下記車両については、補償の対象となります。（下記以外の車両は対象外）

イ. 高齢者講習時の二輪車（大型、普通、原付）

ロ. 身体障害者所有の車両

（注2）企業・団体に対する教習所構外における安全運転講習会の取扱いについて

必ず、事前に全共済へ所定の用紙でご通知いただき、承認を受けた場合に限り、補償の対象となります。

ただし安全運転講習会で企業・団体等が所有する二輪車（大型、普通、小型、原付）を使用した場合においても事前に承認を受けた場合に限り、補償の対象となります。

＜主な事故例＞

- (1) 構内で技能教習（講習）中のA車が他の教習車Bに衝突し、A車の教習（講習）生とB車の教習（講習）生が死傷したとき。双方に適用
- (2) 構内で技能教習（講習）中のC車が単独で塀に衝突し、C車の教習（講習）生が死傷したとき。C車の教習（講習）生に適用
- (3) 構内で技能教習（講習）中のD車が他の教習（講習）生の乗ってきた自転車を損壊させたとき。その自転車の損害について適用
- (4) 一般道路の初心運転者講習中のE車が他人の自動車と接触し、E車の講習生が死傷したとき。E車の講習生に適用
ただし、E車と他人の過失割合によって他人から支払われるべき賠償金を超える損害額について適用

保険金額（支払限度額）

対人事故…被害者1名1億円／1事故2億円（自己負担額1事故1,000円）

対物事故…1事故1,000万円（自己負担額1事故1,000円）

※上記保険金額は、1事故ごとに適用されます。（保険金額は自動復元されます。）

お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保 険 金 の 種 類		支 払 方 法
損害賠償金	①損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額 被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費用損害	②損害防止費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	③応急手当等費用	
	④争訟費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤保険会社への協力費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

	⑥示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
--	---------	------------------------------------	-------------------

- ※ 1 ①の保険金には判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。
被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※ 2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※ 3 自賠責保険・任意自動車保険から保険金が支払われるべき場合、それらの支払分を超える損害について、この制度から保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による事故で生じた賠償責任
- ② 地震・噴火・洪水・津波などの天災、または戦争・変乱による事故で生じた賠償責任
- ③ 教習所以外の他人が負担すべき賠償責任
- ④ 教習所の役職員が業務中の事故で死傷したことによって生じた賠償責任
- ⑤ 教習所が所有・使用または管理する財物（例えば、教習車・コース内の交通標識等）に対する損壊事故

など

(1)一② 「路上教習・講習」賠償責任補償特約

この特約は、加入教習所（被保険者）が所有、使用または管理する教習機材（教習・講習に使用される四輪車（大型車・中型車・準中型車・普通車）の衝突・転倒などによって発生する次の①・②の事故に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

「**全車種**」技能教習等賠償責任補償保険」に加入された教習所に限り加入できます。

補償対象となる事故

- ① 仮免許取得者が「**道路**」で行われる技能教習中（検定を含む）に、運転教習生・運転講習生が死傷したとき（運転教習生・運転講習生以外の同乗教習生・同乗講習生・他人は対象となりません。）
- ② 「**高速道路・自動車専用道路**」で行われる技能教習または技能講習中に運転教習生・運転講習生が死傷したとき（運転教習生・運転講習生以外の同乗教習生・同乗講習生・他人は対象となりません。）

※路上教習中または高速教習（講習）中に同乗教習（講習）生が死傷した場合は、その教習車が加入している自賠責保険・任意自動車保険の対象となりますのでこの特約は適用されません。

保険金額（支払限度額）

対人事故……………被害者1名／1事故	1億円	（自己負担額1事故1,000円）
--------------------	-----	------------------

※上記保険金額は1事故ごとに適用されます。（保険金額は自動復元されます。）

お支払いする保険金

前記(1)－①「**全車種**」技能教習等賠償責任補償保険に記載の内容と同様です。

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による事故で生じた賠償責任
- ② 地震・噴火・洪水・津波などの天災、または戦争・変乱による事故で生じた賠償責任
- ③ 教習所以外の他人が負担すべき賠償責任
- ④ 教習所の役職員が業務中の事故で死傷したことによって生じた賠償責任

など

(2) 「大型・普通自動二輪車」技能教習等賠償責任補償保険

この保険は、加入教習所（被保険者）が所有、使用または管理する教習機材（教習・講習に使用される自動二輪車）の衝突・転倒などによって発生する次の(1)・(2)の事故に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

補償対象となる事故

- (1) 「教習所構内」で行われる自動二輪車の技能教習・講習中に
 - ① 教習生・講習生、または他人が死傷したとき（同乗教習生・同乗講習生も含む）
 - ② 教習生・講習生、または他人の財物が損壊したとき（同乗教習生・同乗講習生も含む）
- (2) すべての自動二輪車の免許保有者に対し「道路（高速道路を除く）」で行われる技能教習・講習中に
 - ① 運転教習生・運転講習生が死傷したとき（運転教習生・運転講習生以外の同乗教習生・同乗講習生、他人は対象となりません。）
 - ② 運転教習生・運転講習生の財物が損壊したとき（運転教習生・運転講習生以外の同乗教習生・同乗講習生、他人は対象となりません。）

※免許保有者に対する講習とは、初心運転者講習・高齢者講習（法定外を含む）・ペーパードライバー講習・安全運転講習・違反者講習等です。

(注1) 持込車両について

教習所外から持込まれた下記車両については、補償の対象となります。(下記以外の車両は対象外)

イ. 高齢者講習時の二輪車（大型、普通（小型含む））

ロ. 身体障害者所有の二輪車（大型、普通（小型含む））

(注2) 企業・団体に対する教習所構外における安全運転講習会の取扱いについて

必ず、事前に全共済へ所定の用紙でご通知いただき、承認を受けた場合に限り、補償の対象となります。

ただし安全運転講習会で企業・団体名義の二輪車（大型、普通（小型含む））を使用した場合においても、事前に承認を受けた場合に限り、補償の対象となります。

保険金額（支払限度額）

保険金額には、次の2種があります。

a型	対人事故…被害者1名5,000万円／1事故1億円	（自己負担額1事故1,000円）
	対物事故…1事故1,000万円	（自己負担額1事故1,000円）
b型	対人事故…被害者1名1億円／1事故2億円	（自己負担額1事故1,000円）
	対物事故…1事故1,000万円	（自己負担額1事故1,000円）

※上記保険金額は、1事故ごとに適用されます。(保険金額は自動復元されます。)

お支払いする保険金

前記(1)－①「全車種」技能教習等賠償責任補償保険に記載の内容と同様です。

保険金をお支払いできない主な場合

前記(1)－①「全車種」技能教習等賠償責任補償保険に記載の内容と同様です。

(3) 「原付自転車」技能講習等賠償責任補償保険(傷害保険付き)

この保険は、加入教習所(被保険者)が所有、使用または管理する教習機材(講習に使用される原付自転車)の衝突・転倒などによって発生する次の①・②の賠償責任・傷害を補償します。

補償対象となる事故

① 賠償責任補償

対象車種が原付自転車である点を除き、前記(2)「大型・普通自動二輪車」技能教習等賠償責任補償保険の内容と同様です。

(注) ①持込車両②企業・団体に対する教習所構外における安全運転講習会の取扱いについては、対象車種が原付自転車である点を除き、前記(2)「大型・普通自動二輪車」技能教習等賠償責任補償保険に記載の内容と同様です。

② 傷害補償

イ. 原付免許取得のため、または普通免許取得の過程に教習所構内で行われる技能講習中で原付自転車の搭乗中に、教習所所有の教習機材(原

付自転車)の衝突・転倒等によって原付自転車搭乗中の講習生が死傷した場合とします。

ロ. 原付自転車の免許保有者に対し、教習所構内または道路で行われる技能講習中で原付自転車の搭乗中に、教習所所有の講習機材(原付自転車)の衝突・転倒等によって原付自転車搭乗中の講習生が死傷した場合とします。

※免許保有者に対する講習とは、初心運転者講習・高齢運転者講習(法定外を含む)・ペーパードライバー講習・安全運転講習・違反者講習等です。

※指導員も教習所の原付自転車に搭乗中の事故であれば補償の対象となります。

〔主な事故例〕

- (1) 技能講習中で原付自転車搭乗中に転倒し、原付自転車搭乗中の講習生が死傷したとき……………賠償と傷害が適用
- (2) 技能講習中で原付自転車搭乗中に他の教習(講習)生または教習車に衝突し、双方が死傷したとき
原付自転車の当該講習生……………賠償と傷害が適用
他の教習(講習)生(教習(講習)機材=原付自転車)……………賠償と傷害が適用
他の教習(講習)生(教習(講習)機材=原付自転車以外)……………賠償のみ適用
- (3) 教習車Aが教習所構内で技能講習中の原付自転車Bに衝突し、Bの講習生が死傷したとき
Bの講習生……………賠償と傷害が適用
- (4) 他人の自動車が一般の道路で初心運転者講習中の原付自転車C車に衝突し、講習生が死傷したとき……………賠償と傷害が適用
ただし、賠償部分はC車と他人の過失割合によって他人から支払われるべき賠償金を超える損害額について適用

保険金額（支払限度額）

① 賠償責任補償

保険金額には次の2種があります。

a型	対人事故…被害者1名5,000万円／1事故1億円	(自己負担額1事故1,000円)
	対物事故…1事故1,000万円	(自己負担額1事故1,000円)

b型	対人事故…被害者1名1億円／1事故2億円	(自己負担額1事故1,000円)
	対物事故…1事故1,000万円	(自己負担額1事故1,000円)

※上記保険金額は1事故ごとに適用されます。(保険金額は自動復元されます。)

② 傷害補償

次のとおり一律です。

1名につき (注)	—	死亡……………500万円
	—	後遺障害……………20万円～500万円（後遺障害の程度に応じて）
	—	入院保険金日額……5,000円
	—	通院保険金日額……3,000円

(注) 保険金支払の対象となるのは、原付自転車の正規の搭乗装置に搭乗されている方が傷害を被った場合に限りです。

お支払いする保険金

① 賠償責任補償

前記(1)－①「全車種」技能教習等賠償責任補償保険に記載の内容と同様です。

② 傷害補償

お支払いする保険金

死亡保険金……………急激かつ偶然な外来の事故（※1）によりケガ（※2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

（注）すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。

後遺障害保険金……………急激かつ偶然な外来の事故（※1）によりケガ（※2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

（注）保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

入院保険金……………急激かつ偶然な外来の事故（※1）によりケガ（※2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。

（注1）事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。

（注2）入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。

手術保険金……急激かつ偶然な外来の事故（※1）によりケガ（※2）をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、入院保険金日額に所定の倍率を乗じた額（※3）をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

通院保険金……急激かつ偶然な外来の事故（※1）によりケガ（※2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合、90日を限度として、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

（注1）通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。

（注2）通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位（※4）を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（※5）を常時装着したときは、その日数について通院保険金をお支払いします。

（※1）急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による

- 骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、
疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。
- (※2) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- (※3) 以下の金額をお支払いします。
- ① 入院中（事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。）に受けた手術の場合
入院保険金日額×10
 - ② 上記①以外の手術の場合
入院保険金日額×5
- (※4) 所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。
- (※5) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定できるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。
- (注) すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は、保険金支払の対象となりません。）

保険金をお支払いできない主な場合

① 賠償責任補償

前記(1)－①「全車種」技能教習等賠償責任補償保険に記載の内容と同様です。

② 傷害補償

- ・被保険者（保険の補償を受けられる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ・けんか・自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ・脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ
- ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ・戦争、内乱、暴動などによるケガ（テロを除く）
- ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないものなど
*医学的他覚所見とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- ・極めて異常かつ危険な方法で原付自転車に搭乗していたとき

など

(4) 「教習所施設」賠償責任補償保険

補償対象となる事故

加入教習所が所有・使用・管理する各種施設（託児室等を含む）の管理不備や欠陥、またはこれらを利用して行う業務の遂行に起因して次の事故が発生し、加入教習所（被保険者）が法律上の賠償責任を負担した場合とします。

- 1) 教習生や講習生、または他人が死傷したとき
- 2) 教習生や講習生、または他人の財物が損壊したとき

（注1）各種施設とは、次のものをいいます。

教習所構内の建物、教習コース、教習所構内に設置されている託児室（教習所構外での託児行為中を含む）、シミュレーター、什器備品、塀、柵、教習コースに設置されている信号機・交通標識、排水溝、教習所の内外に設置されている看板・案内板や給油施設、教習所構内の除雪機材

※教習生のための宿泊用建物、およびその付属諸設備は、対象となりません。

〔主な事故例〕

- (1) コース内の交通標識が落下して教習生が死傷した
- (2) 排水溝のフタが不完全であったため転倒して教習生が死傷した
- (3) 建物内の階段手摺が老朽化していたため壊れ、転落して教習生が死傷した
- (4) 託児室の窓から子供が転落して死傷した

(5) 電柱などに設置している看板が落下して通行人が死傷したとき、または通行車両が損壊した

保険金額（支払限度額）

対人事故…被害者1名5,000万円／1事故1億円（自己負担額1事故1,000円）

対物事故…1事故1,000万円（自己負担額1事故1,000円）

※上記保険金額は1事故ごとに適用されます。（保険金額は自動復元されます。）

お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保 険 金 の 種 類		支 払 方 法
損害賠償金	①損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額
		被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。

費用損害	②損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	③応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	
	④争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

- ※1 ①の保険金には判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※3 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者およびこれらの者の法定代理人の故意による事故で生じた賠償責任
- ② 地震・噴火・洪水・津波などの天災、または戦争・変乱による事故で生じた賠償責任
- ③ 各種施設の修理、改造、取壊などの工事による事故で生じた賠償責任
- ④ 教習車、昇降機、飼育する動物によって生じた賠償責任
- ⑤ 教習所の役職員が業務中の事故で死傷したことによって生じた賠償責任
- ⑥ 教習所や教習所建物などの所有・使用または管理する財物に対する損壊事故

など

(5) 「労働災害」補償保険

本保険は加入教習所（被保険者）が政府労災保険の上乗せ補償を行うことによって被る損害について保険金をお支払いするものです。各保険金のお支払いは、労働者災害補償保険法によって給付が決定された場合に限るものとします。

補償対象となる事故

教習所従業員が業務上または出退勤途上における災害事故で死傷し、政府労災保険が適用された場合とします。

保険金額（支払限度額）

保険金額には、次の5種があります。

「業務上災害」「通勤災害」の認定および後遺障害等級・休業日数の認定は政府労災保険の認定に従います。

給付事由	a 型	b 型	c 型	d 型	e 型
死亡	1,000 万円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 万円	5,000 万円
後遺障害 1 級	1,000 万円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 万円	5,000 万円
2 級	1,000 万円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 万円	5,000 万円
3 級	1,000 万円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 万円	5,000 万円
4 級	800 万円	1,600 万円	2,400 万円	3,200 万円	4,000 万円
5 級	700 万円	1,400 万円	2,100 万円	2,800 万円	3,500 万円
6 級	600 万円	1,200 万円	1,800 万円	2,400 万円	3,000 万円
7 級	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円
8 級	400 万円	800 万円	1,200 万円	1,600 万円	2,000 万円
9 級	300 万円	600 万円	900 万円	1,200 万円	1,500 万円
10 級	200 万円	400 万円	600 万円	800 万円	1,000 万円
11 級	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円
12 級	50 万円	100 万円	150 万円	200 万円	250 万円

13級	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
14級	20万円	40万円	60万円	80万円	100万円
休業補償	日額 2,000円	日額 4,000円	日額 6,000円	日額 6,000円	日額 6,000円
	最高支払日数…1,092日間（当初の3日間分は支払対象外）				

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 政府労災保険で対象とならない身体傷害
- ② 保険契約者あるいは被保険者の故意による身体傷害
- ③ 役職員の故意、もしくは重大な過失のみによる身体傷害（過労自殺は除きます。）
- ④ 職業性疾病による身体傷害
- ⑤ 地震・噴火・洪水・津波による身体傷害
- ⑥ 戦争・変乱・暴動による身体傷害

3. 万一事故が起きたら

万一事故が発生しましたら被害者を病院へ運ぶ等応急措置を行い、所轄の警察署または公安委員会へ事故届を行った後、この補償制度の引受幹事保険会社である共栄火災もしくは、全共済へ事故の連絡を行ってください。

(1) 連絡の方法

すみやかに電話等で連絡をしてください。

- (2) ご連絡先
- 共栄火災「指定自動車教習所事故受付デスク」 通話料無料 0120-255-849
 - 一般財団法人 全国中小企業共済財団（略称：全共済） TEL 03-3264-1511

(3) ご連絡いただく事項

- ① 加入証番号 ② 事故月日 ③ 被害者住所・氏名等 ④ 事故の原因と状況

(4) ご注意いただきたいこと

- ご加入の際には加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ご加入後に、加入依頼書等の記載内容に変更が生じた場合は、ただちに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- 他の保険契約から保険金または共済金が支払われる場合は、保険金が差し引かれることがあります。

< お 願 い >

(1) 示談の前に ―― 賠償事故の場合

教習生や相手方と示談をされる前に必ず共栄火災の事前承認を得てください。

相手方の過失を不問にしたり、賠償請求を勝手に認めることのないようお願いいたします。

(2) 事故証明書について

万一事故証明がとれないときは、事故現場付近にいた人や事故を目撃していた利害関係のない他人（他の教習生でも可）の目撃証明等の証明書をとってください。

4. 指定自動車教習所総合補償保険約款集

<指定自動車教習所総合補償保険約款集>

(50音順)

I. 「全車種」技能教習等賠償責任補償保険

- (1) 教習機材賠償責任補償特約
- (2) 賠償責任保険普通保険約款
- (3) 施設所有（管理）者特別約款

教習機材賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この教習機材賠償責任補償特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 教習機材	<p>教習機材とは、次の①～④の車両をいいます。</p> <p>① 「原付自転車」技能講習等賠償責任（傷害つき）補償保険契約の「教習機材」を除く、都道府県公安委員会に教習車両として届出し、承認を受けた車両。ただし、送迎用のマイクロバス等教習の用に供されない車両は除きます。</p> <p>② ①にかかわらず、大型・普通自動二輪車・技能教習等賠償責任補償保険契約については指定を受けている都道府県公安委員会に教習車両として届け出し、承認を受けた車両のうち、大型自動二輪車、普通自動二輪車に限定するものとします。</p> <p>③ 「原付自転車」技能講習等賠償責任（傷害つき）補償保険契約については教習所が原付技能講習に使用する目的で所有している原動機付自転車とします。</p> <p>④ ①～③にかかわらず、次のア、～ウ、のいずれかに該当する車両については「原付自転車」技能講習等賠償責任（傷害つき）補償保険契約を除き本特約における「教習機材」とみなします。</p> <p>ア. 高齢者講習時における講習生の所有する大型・普通自動二輪車および原付自転車</p> <p>イ. 身体障害者所有の車両</p> <p>ウ. 企業・団体等に対する教習所構外で行われる安全運転講習会における次の(ア)または(イ)に該当する車両のうち、事前に当社が承認したもの</p> <p>(ア) 教習所構外で使用される①～③に規定する車両および原付自転車</p> <p>(イ) 企業・団体等が所有する大型・普通自動二輪車および原付自転車</p>

し	自動車保険契約	自動車の運行・管理に起因する法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金を支払う保険契約、または共済契約のうち、自賠責保険契約およびこの保険契約以外のものをいいます。
	自賠責保険	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
と	特別約款	施設所有（管理）者特別約款をいいます。
ひ	被保険者	この総合補償保険加入の指定自動車教習所をいいます。

第 2 条（当会社の支払責任）

(1) この特約において、当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第 2 条（保険金を支払う場合）の損害は、次の①・②のいずれかに該当する教習機材の所有、使用または管理する教習機材に起因して発生した事故による損害に限ります。

① 被保険者の教習所構内(注 1)における技能教習または原付技能講習もしくは都道府県公安委員会の委託による初心運転者講習および技能再訓練講習のために、被保険者が所有、使用または管理する教習機材

② 道路(注 2)上における都道府県公安委員会の委託による初心運転者講習および技能再訓練講習のために、被保険者が所有、使用または管理する教習機材

(注 1) 教習所専用の私道を含みます。

(注 2) 高速自動車国道および自動車専用道路を含みません。

(2) (1)①・②の教習機材は、特別約款第 3 条（保険金を支払わない場合）②の自動車とはみなしません。

第 3 条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第 3 条（保険金を支払わない場合）および特別約款第 3 条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、運転者である教習生以外の者について生じた損害(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注) 第 2 条（当会社の支払責任）(1)②に規定する教習機材に起因する事故の場合に限ります。

第 4 条（自賠責保険および自動車保険との関係）

(1) 当社は、教習教材の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その加害車両(注 1)について、自賠責保険の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約を締結しているときは、損害の額から、その損害に対して自賠責保険契約および自動車保険契約によって支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額を当社が保険金を支払うべき損害の額とみなして、保険金を支払います。この場合において、自賠責保険契約および自動車保険契約によって支払われるべき保険金または共済金の合計額が保険証券記載の免責金額(注 2)を超えるときは、保険証券記載の免責金額(注 2)を適用しないものとします。

(注 1) 教習機材を含みます。

(注 2) 被保険者の自己負担額をいいます。

(2) (1)の場合において、普通保険約款第 5 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定が適用される場合は、(1)の自賠責保険契約および自動車保険契約は、普通保険約款第 5 条に規定する他の保険契約等には含まれないものとします。

第 5 条（普通保険約款等との関係）

この教習機材賠償責任補償特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

Ⅱ. 「路上教習」賠償責任補償特約

路上教習賠償責任補償特約

※この特約は、前記Ⅰ. 全車種・技能教習等賠償責任補償保険にのみ付帯されます。

「路上教習」賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この「路上教習」賠償責任補償特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
き 教習機材	指定を受けている都道府県公安委員会に教習車両として届け出し、承認を受けた車両のうち、普通免許、中型免許または大型免許取得の技能教習のために被保険者が所有、使用または管理する車両をいいます。ただし、送迎用のマイクロバス等教習の用に供されない車両は除きます。
し 自動車保険契約	自動車の運行・管理に起因する法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金を支払う保険契約、または共済契約のうち、自賠責保険契約およびこの保険契約以外のものをいいます。

自賠責保険	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
と 特別約款	施設所有（管理）者特別約款をいいます。
ひ 被保険者	この総合補償保険加入の指定自動車教習所をいいます。

第2条（当会社の支払責任）

(1) 当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、道路(注)上において被保険者が所有、使用または管理する教習機材に起因して発生した事故による損害に限ります。

(注) 高速自動車国道および自動車専用道路を含みます。

(2) (1)の教習機材については、特別約款第3条（保険金を支払わない場合）②の自動車とはみなしません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次の①～③のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 教習所構内(注)において生じた損害
- ② 運転者である教習生以外の者について生じた損害
- ③ 財物の損壊による損害

(注) 教習所専用の私道を含みます。

第4条（自賠責保険および自動車保険との関係）

(1) 当社は、教習機材の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その加害車両(注1)について、自賠責保険の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約を締結しているときは、損害の額から、その損害に対して自賠責保険契約および自動車保険契約によって支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額を当社が保険金を支払うべき損害の額とみなして、保険金を支払います。この場合において、自賠責保険契約および自動車保険契約によって支払われるべき保険金または共済金の合計額が保険証券記載の免責金額(注2)を超えるときは、保険証券記載の免責金額(注2)を適用しないものとします。

(注1) 教習機材を含みます。
(注2) 被保険者の自己負担額をいいます。

(2) (1)の場合において、普通保険約款第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定が適用される場合は、(1)の自賠責保険契約および自動車保険契約は、普通保険約款第5条に規定する他の保険契約等には含まれないものとします。

第5条（普通保険約款等との関係）

この「路上教習」賠償責任補償特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

Ⅲ. 「大型・普通自動二輪車」技能教習等賠償責任補償保険

- (1) 教習機材賠償責任補償特約
- (2) 賠償責任保険普通保険約款
- (3) 施設所有（管理）者特別約款

Ⅳ. 「原付自転車」技能講習等賠償責任補償保険（傷害保険付き）

<賠償責任補償>

- (1) 教習機材賠償責任補償特約
- (2) 賠償責任保険普通保険約款
- (3) 施設所有（管理）者特別約款

<傷害補償>

- (1) 交通乗用具搭乗中における傷害のみの補償特約
- (2) 傷害保険普通保険約款

交通乗用具搭乗中における傷害のみの補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
し 乗用具	保険証券記載の交通乗用具をいいます。
て 定員	保険証券記載の乗車定員をいいます。

ほ	保険金	普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
---	-----	--

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内において乗用具に搭乗している間に被った普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内(注1)に搭乗している者(注2)とします。ただし、乗用具が総トン数5トン以上の船舶である場合には、その船舶の乗組員は含まれません。

(注1) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、普通保険約款第19条（重大事由による解除）(2)の規定により当社が保険契約(注)を解除した場合、第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により保険契約者が保険契約(注)を解除した場合、または同条(3)の規定により被保険者が保険契約(注)を解除した場合には、その被保険者は、解除した時以後、この保険契約の被保険者ではなくなるものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第4条（死亡・後遺障害保険金額および入院保険金日額等）

(1) 被保険者1名に対する死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{被保険者1名に対する死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}} \div \text{定員}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、同一事故により傷害を被った被保険者数が定員を超える場合の被保険者1名に対する死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{被保険者1名に対する死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}} \div \text{同一事故により傷害を被った被保険者数}$$

第5条（保険料の返還一解除の場合）

(1) 普通保険約款第19条（重大事由による解除）(2)の規定により、当社が保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料を返還しません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者が保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料を返還しません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) 普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者が保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料を返還しません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第6条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第22条（保険料の返還または請求告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)および第25条（保険料の返還一解除の場合）(3)・(4)・(5)の規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
い 医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
き 危険	傷害の発生の可能性をいいます。
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次の①～⑦のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) ----- (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。

し 歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
手術	次の①・②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のア、～オ、のいずれかに該当するものを除きます。 ア、創傷処理 イ、皮膚切開術 ウ、デブリードマン エ、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ、抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3) ----- (注1)歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2)手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 (注3)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
傷害	身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。

た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
	通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が日本国内または国外において事故によって被った傷害に対して、この約款に従

い保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当社は、次の①～⑬のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 次のア、～ウ、のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨～⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (注3) 運転する地における法令による運転資格をいいます。
- (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5) 使用済燃料を含みます。
- (注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

- (注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、次の①・②のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 次のア.～ウ.のいずれかに該当する間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車もしくは原動機付自転車を用いて道路上で競技等(注1)をしている間または道路上で競技等(注1)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間については、保険金を支払います。
- ア. 被保険者が乗用具(注2)を用いて競技等(注1)をしている間
- イ. 被保険者が乗用具(注2)を用いて競技等(注1)を行うことを目的とする場所において、競技等(注1)に準ずる方法・態様により乗用具(注2)を使用している間
- ウ. 被保険者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(注1)をしている間または競技等(注1)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間

(注1) 次のア.・イ.のいずれかのことを行うことをいいます。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 性能試験を目的とする運転または操縦

(注2) 自動車、原動機付自転車、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

第5条 (死亡保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{死亡保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}}$$

(2) 第32条(死亡保険金受取人の変更)(1)・(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第32条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、(1)の保険金額に乗じる保険金支払割合は次の①～④のとおりとします。
- ① 別表2の第1級～第5級に掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表2の第1級～第8級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①・②以外の場合で、別表2の第1級～第13級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合がその重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \left(\boxed{\text{別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} \right)$$

- (6) (1)～(5)の規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数(注)}}$$

(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の①・②の算式によって算出した額を手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります(注1)。

- ① 入院中(注2)に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 10$$

- ② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 5$$

(注1)1事故に基づく傷害に対して①・②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注2)第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条（通院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数(注)}$$

(注)90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯の損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネおよびこれらと同程度に固定できるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

(3) 当社は、(1)・(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 次の①・②のいずれかにより、被保険者の被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、被保険者の被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第11条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第12条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被る前に、告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注)当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合、または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)

の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次の①～③のいずれかに該当した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

- ① 被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合
- ② 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合
- ③ 保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合

(2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料が変更前の職業または職務に対して適用された保険料よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

保険金を削減する割合	=	変更前の職業または職務に対して適用された保険料
		変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料

(注)(1)①～③の変更の事実をいいます。

(3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因を知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合、または職業もしくは職務の変更の事実(注)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(注)(1)①～③の変更の事実をいいます。

(4) (2)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(注)(1)①～③の変更の事実をいいます。

(5) (2)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)によって、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1)(1)①～③の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(6) (5)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)があった時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注)(1)①～③の変更の事実をいいます。

第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第15条（保険契約の無効）

次の①・②のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次の①～⑤のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のア．～オ．のいずれかに該当すること。
 - ア．反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ．反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ．反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ．法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ．その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①～④に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①～④の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(※)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

- (2) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)③ア．～ウ．またはオ．のいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア．～オ．のいずれかに

該当すること。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1)・(2)の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害(注1)に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1)(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2)(2)の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア．～オ．のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第20条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①～⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対して、この保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①・②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③ア．～オ．のいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②～④のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②～④の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、(1)①～⑥のいずれかに該当する事由がある場合において、被保険者から(1)の規定による解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1)①の事由がある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、その旨を書面により通知するものとします。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第21条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条 (保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

- (1) 第12条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 職業または職務の変更の事実(注1)が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の職業または職務に対して適用された保険料と変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注2)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1)第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)①～③の変更の事実をいいます。

(注2)保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条(1)①～③の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)・(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (4) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (2)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\text{保険金を削減する割合} = \frac{\text{変更前の職業または職務に対して適用された保険料}}{\text{変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料}}$$

(注)第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)①～③の変更の事実をいいます。

- (6) (1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い保険金を支払います。

第23条 (保険料の返還一無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条 (保険料の返還一取消しの場合)

第17条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第 25 条 (保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第 12 条 (告知義務) (2)、第 13 条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (5)、第 19 条 (重大事由による解除) (1)または第 22 条 (保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第 18 条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{返還する保険料} = \text{保険料(注 1)} - \text{既経過期間に対し別表 4 に掲げる短期率によって計算した保険料}$$

ただし、中途更改(注 2)により保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注 1) この保険契約に対して適用された保険料をいいます。

(注 2) 保険契約の条件を変更するため、保険契約を解除した日を保険期間の初日として、保険契約者を同一とする保険契約を新たに締結することをいいます。

- (3) 第 19 条 (重大事由による解除) (2)の規定により、当社が保険契約(注)を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) 第 20 条 (被保険者による保険契約の解除請求) (2)の規定により、保険契約者が保険契約(注 1)を解除した場合には、当社は、保険料(注 2)から既経過期間に対し別表 4 に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注 1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注 2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

- (5) 第 20 条 (被保険者による保険契約の解除請求) (3)の規定により、被保険者が保険契約(注 1)を解除した場合には、当社は、保険料(注 2)から既経過期間に対し別表 4 に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注 1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注 2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

第 26 条 (事故の通知)

- (1) 被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定のいずれかに違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第 27 条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の①～⑤の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、次のア・イ、のいずれか早い時
ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
イ. 事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時
 - ③ 入院保険金については、次のア・イ、のいずれか早い時
ア. 被保険者が被った第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害の治療を目的とした入院が終了した時
イ. 事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時

- ④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
- ⑤ 通院保険金については、次のア.～ウ.のいずれか早い時
- ア. 被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時
- イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
- ウ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注)法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第28条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～④の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～④の事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①～④の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第29条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第26条(事故の通知)の規定による通知または第27条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による被保険者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第30条(時効)

保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第32条(死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(7) (2)・(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

(9) 保険契約者は、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第33条(保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 34 条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合、またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 35 条 (契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の①～⑥の事項を一般社団法人日本損害保険協会に登録することができるものとします。
- ① 保険契約者の氏名・住所・生年月日
 ② 被保険者の氏名・住所・生年月日・性別、同意の有無
 ③ 死亡保険金受取人の氏名
 ④ 保険金額・入院保険金日額・通院保険金日額
 ⑤ 保険期間
 ⑥ 当会社名、保険種類、証券番号
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を一般社団法人日本損害保険協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にとすること以外に用いないものとします。
- (4) 一般社団法人日本損害保険協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を次の①・②に該当するもの以外に公開しないものとします。
- ① (1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店
 ② 犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または一般社団法人日本損害保険協会に照会することができます。

第 36 条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第 37 条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 38 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1**第 4 条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等**

	運 動 等
1	山岳登山(注1) 〔注1〕ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。
2	リュージュ、ボブスレー、スケルトン
3	スカイダイビング
4	航空機(注2)操縦(注3) 〔注2〕航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。 〔注3〕職務として操縦する場合は含みません。
5	ハンググライダー搭乗
6	モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の超軽量動力機(注4)搭乗 〔注4〕パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
7	ジャイロプレーン搭乗
8	その他1～7に類する危険な運動

別表 2

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(注2)	78%

第4級	(1) 両眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの(注3) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(注4)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの(注2)	50%

第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの(注2) (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの(注3) (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(注5) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の辜丸を失ったもの 	42%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの(注2) (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの(注3) (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの(注4) 	34%

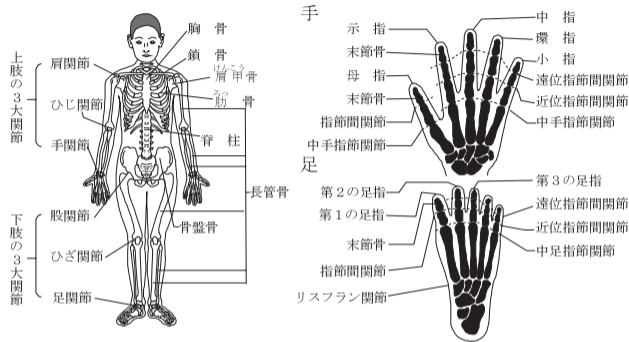
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの(注2) (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの(注3) (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの(注4) (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの(注5) (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
-----	--	-----

第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの(注3) (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(注4) (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの(注2) (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの(注5) (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%

第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨(ろっこつ)、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの(注2) (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの(注3) (11) 1足の第2の足指を失ったもの(注4)、第2の足指を含み2の足指を失ったもの(注4)または第3の足指以下の3の足指を失ったもの(注4) (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの(注5) (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの(注3) (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの(注4) (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの(注5)、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの(注5)または第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの(注5) 	7%

第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの(注5) (9) 局部に神経症状を残すもの	4%
------	--	----

- (注1) 視力の測定は万国式試視力表によるものとします。
 (注2) 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 (注3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
 (注4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
 (注5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
 (注6) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。
 (注7) 関節等の説明図



別表 3

ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨(注1)または脊柱(注1)
2. 長管骨(注1)に接続する上肢または下肢の3大関節部分(注1)。ただし、長管骨(注1)を含めギプス等(注2)を装着した場合に限ります。
3. 肋骨(ろっこつ)・胸骨(注1)。ただし、体幹部にギプス等(注2)を装着した場合に限ります。

(注1)「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨(ろっこつ)・胸骨」については、別表2(注7)の関節等の説明図に示すところによります。

(注2)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネおよびこれらと同程度に固定できるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

別表 4

短期率表

短期率は、下記割合とします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表 5

保険金請求書類

提出書類	保 険 金 種 類	死 亡	障 害 遺	入 院	手 術	通 院
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○
4. 公の機関の事故証明書(注1) 〔注1〕やむを得ない場合には、第三者の事故証明書とします。		○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
8. 死亡保険金受取人(注2)の印鑑証明書 〔注2〕死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。		○				
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○

10. 被保険者の戸籍謄本	○			
11. 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、法定相続人の戸籍謄本	○			
12. 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書	○	○	○	○
13. その他当社が第28条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○

〔注3〕保険金を請求する場合には、○を付した書類または証拠のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

V. 教習所施設・賠償責任補償保険

- (1) 教習所施設賠償責任補償特約
- (2) 賠償責任保険普通保険約款
- (3) 施設所有（管理）者特別約款

教習所施設賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この教習所施設賠償責任補償特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
と 特別約款	施設所有（管理）者特別約款をいいます。
ひ 被保険者	この総合補償保険加入の指定自動車教習所をいいます。

第2条（施設の範囲—教習所施設の範囲）

特別約款第1条（用語の定義）にいう「施設」とは、次の①～⑤のいずれかに該当するものをいいます。ただし、教習生のための宿泊用建物およびその付属諸設備を除きます。

- ① 教習所構内にある事務所、教室、待合室、売店、自動車整備場、無線指令塔、託児所等
- ② 教習所構内に設置されている信号、交通標識、教習用コース等

- ③ 教習所構内外に設置されている被保険者所有の看板、ネオンサイン、給油施設等
- ④ 教習所構内にあるシミュレーター等の諸設備並びに什器備品等
- ⑤ 教習所構内にある除雪用機材

第3条（普通保険約款等との関係）

この教習所施設賠償責任補償特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

賠償責任保険普通保険約款

第1条（用語の定義）

この賠償責任保険普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義	
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) 「(注)他の保険契約等に関する事項を含みます。」
し	事故	被保険者が他人に身体の障害を与えることまたは他人の財物を損壊することをいいます。 ただし、特別約款、特約にこれと異なる定義がある場合には、その定義によります。

	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	身体の障害	生命または身体を害した状態をいいます。
そ	損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。滅失とは、財物とその物理的存在を失うことをいいます。損傷とは、財物が壊れることをいいます。汚損とは、財物が汚れたことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
た	他人	被保険者以外の者をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。ただし、特別約款、特約にこれと異なる定義がある場合には、その定義によります。
ふ	普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、事故により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①～⑧のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意によって生じた賠償責任
- ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ④ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑥ 戦争(注2)、変乱、暴動、騒擾、労働争議に起因する賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- ⑧ 排水または排気(注3)に起因する賠償責任

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 宣戦の有無を問いません。

(注3) 煙を含みます。

第4条（保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額）

(1) 当社が支払う保険金は、次の①～⑥に該当するものに限り、この場合において、②～⑥の費用に収入の喪失は含みません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金の額(注1)(注2)
- ② 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 被保険者が当会社の承認を得て支出した第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用および同条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ⑤ 第22条（当社による解決）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
- ⑥ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

(注1) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。
(注2) 被保険者が損害賠償請求権者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額をいいます。

(2) 当社が支払う保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{保険金の額} = \left[\frac{(1)\text{①} \cdot \text{③} \cdot \text{④} \text{の合計額から保険証券記載の免責金額(注1)を差し引いた額(注2)}}{(1)\text{②} \text{の費用(注3)}} \right] + (1)\text{⑤} \cdot \text{⑥} \text{の費用}$$

(注1) 被保険者の自己負担額をいいます。
(注2) 保険証券記載の支払限度額を限度とします。
(注3) (1)①の額が保険証券記載の支払限度額を超過する場合には、次の算式によって算出した額とします。

$$(1)\text{②} \text{の費用として支払うべき保険金の額} = (1)\text{②} \text{の費用の額} \times \frac{\text{保険証券記載の支払限度額}}{(1)\text{①} \text{の損害賠償金の額}}$$

(3) 期間中の限度額を設定した場合において、当社が保険金を支払ったときは、保険期間中の支払限度額から、その支払った保険金の額(注)を控除した残額をもって、その事故の発生した時以降の保険期間に対する期間中支払限度額とします。

(注) (1)で支払う保険金の額から(1)②・⑤・⑥の費用として支払われた保険金の額を除きます。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

(2) (1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(注)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(注)を差し引いた額とします。

(注) 被保険者の自己負担額をいいます。

第6条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第8条 (通知義務)

(1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第9条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条 (保険契約の解除)

(1) 当会社は、保険契約者が第16条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)・(2)の追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

(2) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第13条 (重大事由による解除)

(1) 当会社は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺

を行い、または行おうとしたこと。

- ③ 保険契約者が、次のア、～オ、のいずれかに該当すること。
ア、反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
イ、反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ、反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
エ、法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ、その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①～③の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当会社は、被保険者が①③ア、～オ、のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①～④の事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が①③ア、～オ、のいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①・②の損害については適用しません。

- ① (1)③ア、～オ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
② (1)③ア、～オ、のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害(注)

(注)第4条(保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額)(1)②～⑥の費用を除きます。

第14条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条(保険料の精算)

- (1) 保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、いつでも保険料を計算するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) (1)・(2)の資料に基づいて計算された保険料(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社はその差額を追徴し、または返還します。

(注)保険契約締結の際に当会社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。

- (4) この約款において、賃金、入場者、領収金、売上高とは次の①～④に定めるところによります。
- ① 賃金；保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。
- ② 入場者；保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
- ③ 領収金；保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいいます。
- ④ 売上高；保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

第16条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対する保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) (1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、第12条(保険契約の解除)(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (4) 当社は(1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款、特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第17条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 第10条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約が、失効した場合には、第15条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。この場合において、最低保険料の定めがないものとして精算すべき保険料を計算します。
- ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。

第18条(保険料の返還—取消しの場合)

第11条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第19条(保険料の返還—解除の場合)

(1) 次の①～④のいずれかに該当する規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

- ① 第7条(告知義務)(2)
- ② 第8条(通知義務)(2)・(6)
- ③ 第12条(保険契約の解除)(1)
- ④ 第13条(重大事由による解除)(1)

(2) 第12条(保険契約の解除)(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

返還する保険料

= 保険料(注1)

− 既経過期間に対して別表に掲げる短期率
によって計算した保険料

ただし、中途更改(注2)に伴い保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

(注1) この保険契約に適用された保険料をいいます。

(注2) 保険契約者が保険契約を解除した日を保険期間の初日として新たに保険契約を締結する手続きをいいます。

(3) 保険期間が1年を超える場合は、保険年度ごとに(2)の規定を適用します。

(4) (1)～(3)の規定にかかわらず、当社または保険契約者が第12条(保険契約の解除)の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除した場合は、第15条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。

第20条(事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑦のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次のア.～ウ.の事項を遅滞なく、当社に通知すること。なお、この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ア. 事故発生の日時・場所、事故の状況、被害者の住所・氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時・場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所・

氏名または名称

ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

- ③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ ①～⑥のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(注1)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第21条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の①～④の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
- ② 前条②・⑤～⑦のいずれかに該当する規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条④に違反した場合は、賠償責任がないと認められる額

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条 (当社による解決)

当社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当ることができず。この場合において、被保険者は当社の求めに応じその遂行について、当社に協力しなければなりません。

第23条 (先取特権)

(1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注)第4条(保険金を支払う範囲および当社の責任限度額)(1)②～⑥の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(注1)
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1)被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2)損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①・④のいずれかの規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注)第4条(保険金を支払う範囲および当社の責任限度額)(1)②～⑥の費用に対する保険金請求権を除きます。

第24条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額が、前条(2)②・③のいずれかの規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第4条（保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額）(1)③・④の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第25条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑨の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める事故状況報告書
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑧ 財物の損壊に関して支払われる保険金の請求に関しては、損壊が生じた財物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および損壊が生じた財物の写真(注2)
- ⑨ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1)既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2)画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の

代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①・②に規定する者がいない場合または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注)第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害額・傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)・(3)・(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失

効または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と

当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとし
ます。

第27条(時効)

保険金請求権は、第25条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。

① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)・(2)のいずれかの債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第29条(保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第30条(保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当

社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第31条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第32条（準拠法）

この賠償責任保険普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

附 則

- (1) 第23条（先取特権）(1)・(2)の規定および第24条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
- (2) 第23条（先取特権）(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(注)の譲渡または保険金請求権(注)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

別表 短期率表

既経過期間	0日	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期率	0%	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

施設所有（管理）者特別約款

第1条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
し 仕事	保険証券記載の仕事をいいます。
施設	保険証券記載の不動産または動産をいいます。

第2条（当会社の支払責任）

当社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、次の①・②のいずれかに該当する損害に限りします。

- ① 施設の所有、使用または管理に起因する事故による損害
- ② 施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する事故による損害

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次の①～⑥のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機、ロープウェイカー、ケーブルカー、自動車または施設外における船、車両（注1）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑥ 仕事の終了（注2）または放棄の後に仕事の結果に起因して負担する賠償責任（注3）

（注1）原動力が専ら人力である場合を除きます。

（注2）仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをいいます。

（注3）被保険者の仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。

第4条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

※施設所有（管理）者特別約款には以下の特約が自動的に追加されます。

施設所有（管理）者特別約款追加特約

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）ならびに施設所有（管理）者特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の①～③のいずれかに該当する賠償

責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のア、～エ、のいずれかに該当する仕事に起因する賠償責任
ア. 人または動物に対する診療、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
イ. 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
ウ. 身体美容または整形
エ. あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
- ② 弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する賠償責任
- ③ 建築、土木、組立その他の工事の遂行に起因する賠償責任

L P ガス販売業務補償対象外特約（施設用）

第1条（用語の定義）

このL P ガス販売業務補償対象外特約（施設用）において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
き 器具	L P ガス容器その他のガス器具をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、施設所有（管理）者特別約款第2条（当社の支払責任）に規定する損害のうち、被保険者が行うL P ガス販売業務の遂行（注）またはその結果に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）L P ガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

- (2) (1)のL P ガス販売業務とは、L P ガスの供給およびこれに伴うL P ガスの製造・貯蔵・充填（てん）・移動などの業務をいい、器具の販売・貸与ならびに配管、器具の取付け・取替え、器具・導管の点検・修理などの作業を含みます。

油濁損害補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この油濁損害補償対象外特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
こ 公共水域	海、河川、湖沼、運河をいいます。
せ 石油物質	次の①～③に掲げるものをいいます。 ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ② ①の石油類より誘導される化成品類 ③ ①・②の物質を含む混合物、廃棄物および残渣

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、石油物質が保険証券記載の施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次の①・②のいずれかに該当する法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任
 - 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- 当社は、石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染した場合またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他損害の発生および拡大の防止のために要した費用に対しては、被保険者の支出の有無にかかわらず保険金を支払いません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款の規定を適用します。

原子力危険補償対象外特約

当社は、直接であると間接であるとを問わず、原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ(注)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

(注)ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

石綿損害等補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因して事故が生じたことにより、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因して事故が生じたことにより、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

廃棄物補償対象外特約

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、被保険者または第三者が廃棄したものに起因して事故が生じたことにより、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

汚染危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であると間接であるを問わず、被保険者が汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。
- (2) (1)にいう汚染物質とは、固体状・液体状・気体状のまたは熱を帯びた刺激物質および汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物(注)等を含みます。

(注)再生利用のための物質を含みます。

第2条（処理費用等補償対象外）

当社は、いかなる場合も汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中等等に要するすべての損失および費用に対しては、保険金を支払いません。

被障害者の間接損害補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この被障害者の間接損害補償対象外特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
ひ 被障害者	身体の障害を被った者をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が、被障害者の労働能力の喪失または減少によって、被障害者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

Ⅵ. 労働災害補償保険

- (1) 労働災害総合保険普通保険約款 (4) 無資格運転等担保特約条項
 (2) 通勤災害担保特約条項 (5) 過労自殺担保特約条項
 (3) 特別加入者担保特約条項 (6) 確定保険料特約条項

労働災害総合保険普通保険約款

第1章 法定外補償条項

第1条 (用語の定義)

この法定外補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
さ 災害	被用者が業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
し 職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
身体の障害	負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（身体の一部を失ない、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態をいいます。）または死亡を含みます。

ひ	被用者	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいいます。
	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
へ	平均賃金	労働者災害補償保険法適用事業については、同法第8条にいう給付基礎日額をいい、船員保険法適用事業については、同法第69条にいう標準報酬日額をいいます。
	平均被用者数	保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。
ほ	法定外補償規定	被用者に対し、労災保険法等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者の被用者が業務上の事由により被った身体の障害によって生じた損害に対して、保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金または休業補償保険金をいいます。以下この章において同様とします。）を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当社は、次の①～④のいずれかの事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの事業場の責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染さ

れた物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

(2) 当社は、次の①～③のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
- ② 風土病による身体の障害
- ③ 職業性疾病による身体の障害

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、次の①～③のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。

- ① 被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- ② 次のア、～ウ、のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 被用者が法令に定められた運転資格(注)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 被用者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 被用者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ③ 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害

(注) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(2) 当社は、労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する法定外補償金については、保険金を支払いません。

第5条（保険金の支払額）

(1) 当社が支払う保険金は、次の①および②に掲げるものに限り、

- ① 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額のうち、別表1に基づき保険証券に定める金額
- ② 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被保険者が被用者またはその遺族に支払うものとして別表1に基づき保険証券に定める金額

(2) (1)の保険金の支払いは、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとし、別表1における身体の障害区分については、労災保険法等による決定に従うものとします。

(3) 同一の被用者が被った身体の障害について当社が支払う休業補償保険金は、1,092日分を限度と

します。

(4) 当社は、同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払は行わず、いずれか高い金額を限度とします。

第6条（被用者への支払義務）

(1) 被保険者は、第5条（保険金の支払額）により受領した保険金の全額を、被用者またはその遺族に支払わなければなりません。

(2) (1)の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち被用者またはその遺族に支払われなかった部分を当社に返還しなければなりません。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 当社がこの法定外補償条項によって保険金を支払うべき身体の障害について、保険金を支払うべき他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下この章において同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、補償金の額を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{補償金の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

(2) (1)の補償金とは、被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、法定外補償規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額をいい、被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被用者またはその遺族に支払われる額をいいます。

第2章 使用者賠償責任条項

第1条 (用語の定義)

この使用者賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義	
さ	災害	被用者が業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
し	職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
	身体の障害	負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（身体の一部を失ない、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態をいいます。）または死亡を含みます。
ひ	被用者	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいいます。
	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
へ	平均賃金	労働者災害補償保険法適用事業については、同法第8条にいう給付基礎日額をいい、船員保険法適用事業については、同法第69条にいう標準報酬日額をいいます。
	平均被用者数	保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。
ほ	法定外補償規定	被用者に対し、労災保険法等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者の被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当社は、次の①～④のいずれかの事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの事業場の責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- (2) 当社は、次の①～③のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。
- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
 - ② 風土病による身体の障害
 - ③ 職業性疾病による身体の障害

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 当社は、次の①・②のいずれかに該当する損害賠償金または費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用
 - ② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計をとる親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
- (2) 当社は、労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、この章および第3章基本条項の規定に従い、被保険者の被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額（以下この章において「損害賠償責任額」といいます。）が、次の①～③の金額の合算額を超える場合に限り、その超過額（以下この章において「正味損害賠償金額」といいます。）のみを、賠償保険金として被保険者に支払います。
- ① 労災保険法等により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」を含みません。）
 - ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害保障事業により支払われるべき金額
 - ③ 次のア、およびイ、のいずれかの金額
 - ア. 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額
 - イ. 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、第1章法定外補償条項により支払われる金額（同一の被保険者について他の労働災害総合保険契約が締結されている場合には、その保険契約の第1章法定外補償条項により支払われる保険金額を含みます。）
- (2) (1)の賠償保険金の支払いは、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。
- (3) 当社は、この使用者賠償責任条項および第3章基本条項の規定に従い、第2条（保険金を支払う場合）の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次の①～④に掲げる費用（以下「費用」といいます。）を、費用保険金として被保険者に支払います。
- ① 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
 - ② 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - ③ 第3章基本条項第20条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社の要求に従い、協力するために要した費用
 - ④ 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、第3章基本条項第18条（災害発生時の義務）④の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した必要または有益な費用
- (4) 当社が、被保険者に賠償保険金として支払う正味損害賠償金額は、1回の災害について保険証券記載の免責金額（被保険者の自己負担額をいいます。以下この章において免責金額といいます。）を超える部分とし、かつ保険証券記載のてん補限度額をもって限度とします。

- (5) 当社が、被保険者に費用保険金として支払う費用は、その全額とします。ただし、(3)①および②の費用については、正味損害賠償金額が保険証券記載の1回の災害に適用するてん補限度額を超える場合は、当社は、そのてん補限度額の前記正味損害賠償金額に対する割合によって、これを支払います。
- (6) (4)および(5)にいう「1回の災害」とは、発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。

第6条（年金給付の場合の調整）

労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次の①・②に掲げるいずれかの額をもって、第5条（保険金の支払額）(1)①の金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次の①・②に掲げるいずれかの額を控除した残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を次の①・②に掲げるいずれかの額に加算した額をもって第5条（保険金の支払額）(1)①の金額とします。

- ① 労災保険法等の受給権者がその年金にかかる前払一時金（以下「前払一時金」といいます。）の給付を請求することができる場合には、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、労災保険法等により被保険者が損害賠償の履行を猶予されている金額および年金または前払一時金の支給により損害賠償の責めを免れた金額の合計額
- ② ①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時までに既に受領した年金の総額

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 当社がこの使用者賠償責任条項によって保険金を支払うべき身体の障害について、保険金を支払うべき他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、損害の額（正味損害賠償金額および費用の合計額をいいます。以下この章において「損害の額」といいます。）を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第5条（保険金の支払額）(3)の費用に対する保険金請求権を除きます。）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権（第5条（保険金の支払額）(3)の費用に対する保険金請求権を除きます。）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（第5条（保険金の支払額）(3)の費用に対する保険金請求権を除きます。）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①・④のいずれかの規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第3章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義	
さ	災害	被用者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
	暫定保険料	(1) 保険料が賃金を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対して保険期間中に支払う賃金総額の見込額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。 (2) 保険料が被用者数を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する保険期間中の平均被用者数の見込数に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。
し	職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
	身体の障害	負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（身体の一部を失ない、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態をいいます。）または死亡を含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	賃金	賃金、給料、手当、賞与その他名称がいかなるものであっても、労働の対償として被用者が受けるものをいいます。

	賃金総額	労働者災害補償保険法適用事業については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 11 条にいう賃金総額をいい、船員保険法適用事業については同法第 69 条にいう標準報酬日額に保険期間中の日数を乗じた額の合算額をいいます。
ひ	被用者	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいいます。
	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
へ	平均賃金	労働者災害補償保険法適用事業については、同法第 8 条にいう給付基礎日額をいい、船員保険法適用事業については、同法第 69 条にいう標準報酬日額をいいます。
	平均被用者数	保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。
ほ	法定外補償規定	被用者に対し、労災保険法等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

第 2 条（保険責任の始期および終期）

- 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後 4 時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後 4 時に終わります。
- (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- 当社は、身体の障害が(1)の保険期間中に生じた場合に限り保険金（第 1 章法定外補償条項および第 2 章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。以下この章において同様とします。）を支払います。
- 保険期間が始まった後でも、当社は、暫定保険料領収前に生じた身体の障害に対しては、保険金を支払いません。

第 3 条（保険責任のおよぶ範囲）

当社は、保険証券に別段の記載のない限り、被保険者が労災保険法等の施行地内において行う事業に従事する被用者の身体の障害についてのみ保険金を支払います。

第 4 条（告知義務）

- 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書（保険契約締結に際して、当社が提出を求めた書類があるときは、これを含みます。以下同様とします。）の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (2)に規定する事実がなくなった場合
 - 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - 保険契約者または被保険者が、保険金を支払うべき身体の障害が発生する前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認める場合に限り、これを承認するものとします。
 - 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または保険契約締結時から 5 年を経過した場合
- (2)に規定する事実が、当社が保険契約申込書において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (2)の規定による解除が保険金を支払うべき身体の障害が発生した後になされた場合であっても、第 12 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)の規定は、(2)に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることに基づかずに発生した第 1 章法定外補償条項第 2 条（保険金を支払う場合）および第 2 章使用者賠償責任条項第 2 条（保険

金を支払う場合)の身体の障害による損害については適用しません。

第5条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(他の保険契約等に関する事実については除きます。)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1章法定外補償条項第2条(保険金を支払う場合)および第2章使用者賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合)の身体の障害による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)の事実が発生した場合において、変更後の暫定保険料が変更前の暫定保険料より高くなかったときは除きます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1章法定外補償条項第2条(保険金を支払う場合)および第2章使用者賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合)の身体の障害による損害については適用しません。

第6条 (災害の防止)

保険契約者または被保険者は、自己の費用で労働基準法等に定める安全および衛生に関する規定ならびにその他災害の防止に関する法令を守らなければなりません。

第7条 (保険契約に関する調査)

- (1) 当会社は、いつでも保険契約者または被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および労働条件等の調査を行い、かつ、その不備の改善を保険契約者または被保険者に請求することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第8条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第9条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第11条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のア.～オ.のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①～③に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①～③の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当会社は、被保険者が(1)③ア.～オ.のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面に

よる通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が身体の障害(注)による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①～④の事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した身体の障害(注)による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注)第1章法定外補償条項第2条(保険金を支払う場合)および第2章使用者賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合)の身体の障害をいいます。

- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア、～オ、のいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①・②の損害については適用しません。
- ① (1)③ア、～オ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③ア、～オ、のいずれかに該当する被保険者に生じた第2章使用者賠償責任条項第5条(保険金の支払額)(1)の損害賠償金の損害に基づき保険金を支払うべき損害(注)

(注)第2章使用者賠償責任条項第5条(保険金の支払額)(3)の費用を除きます。

第12条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条(保険料の精算)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は保険期間中および保険契約終了後1年間は、いつでも、保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類、帳簿等を閲覧することができます。
- (3) 当社は、(1)・(2)の資料、書類、帳簿等に基づき、確定された保険期間中の賃金総額または平均被用者数に所定の保険料率を適用して算出された保険料(保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しないときは最低保険料)と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。

第14条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第4条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、暫定保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第5条(通知義務)(1)の事実が生じた場合において、暫定保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第5条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1章法定外補償条項第2条(保険金を支払う場合)および第2章使用者賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合)の身体の障害による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた身体の障害による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。))および特約に従い、保険金を支払います。

第15条(保険料の返還一無効または失効の場合)

- (1) 第8条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、第13条(保険料の精算)(3)に定める精算は次の①・②の規定に従うものとします。ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料

は返還しません。

- ① 保険料が賃金を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。
- ② 保険料が被用者数を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に基づき既経過期間に対し日割をもって計算した保険料と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。

第16条（保険料の返還一取消しの場合）

第9条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の返還一解除の場合）

(1) 第4条（告知義務）(2)、第5条（通知義務）(2)、第11条（重大事由による解除）(1)または第14条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、第13条（保険料の精算）(3)に定める精算は次の①および②の規定に従うものとします。

- ① 保険料が賃金を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料（保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しないときは最低保険料）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。
- ② 保険料が被用者数を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に基づき既経過期間に対し日割をもって計算した保険料（保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しないときは最低保険料）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。

(2) 第10条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、次の①および②の規定に従うものとします。

- ① 保険料が賃金を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料（保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しないときは最低保険料）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。
- ② 保険料が被用者数を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する

平均被用者数に基づき既経過期間に対し別表2に掲げる短期率によって計算した保険料（保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しないときは最低保険料）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。

第18条（災害発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1章法定外補償条項第2条（保険金を支払う場合）および第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合）の身体の障害が発生したことを知った場合は、次の①～⑧のことを履行しなければなりません。

- ① 災害の拡大を防止または軽減するため自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ② 保険契約者または被保険者は災害が発生したことを知った場合は、その災害と同種の災害の発生を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ③ 次のア・イの事項を遅滞なく、当社に通知すること。なお、この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
ア. 災害発生の日時・場所、災害の状況、身体の障害を被った被用者の住所・氏名または名称および身体の障害の程度
イ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 第三者に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下この章において同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被用者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑧ ①～⑦のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

第19条（災害発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の①～④の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①および②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
 - ② 前条③・⑥～⑧のいずれかに該当する規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条⑤に違反した場合は、賠償責任がないと認められる額
- (2) 保険契約者または被保険者が、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 20 条（当社による解決）

当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当ることができま。この場合において、被保険者は当社の求めに応じその遂行について、当社に協力しなければなりません。

第 21 条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の①または②の時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 第 1 章法定外補償条項第 5 条（保険金の支払額）で定める保険金については、同条(1)に定める金額について被保険者の支払いが確定した時
 - ② 第 2 章使用者賠償責任条項第 5 条（保険金の支払額）で定める保険金については、損害賠償金額が判決、和解、仲裁、調停または書面による合意によって、被保険者と損害賠償請求権者との間で確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当社の定める事故状況報告書
 - ④ 労災保険法等の給付請求書（写）
 - ⑤ 労災保険法等の支給決定通知書（写）
 - ⑥ 被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書
 - ⑦ 被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑧ 被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書（賃金不払を証するもの）

- ⑨ 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）
 - ⑩ 賠償保険金および費用保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用を証明する書類
 - ⑪ その他当社が第 23 条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、災害の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 22 条（被用者への支払を証する書類）

- (1) 当社が第 1 章法定外補償条項の規定に基づき保険金を支払った場合において被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、被保険者は被用者またはその遺族の補償金受領書を保険金を受領した日からその日を含めて 30 日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に当社に提出しなければなりません。
- (2) (1)の書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合、または正当な理由がなく(1)の義務に違反した場合は、被保険者は既に受領した保険金を当社に返還しなければなりません。

第 23 条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、被保険者が第 21 条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、災害の原因、災害発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および災害と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償

請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①～④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）
180日

② (1)①～④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)①～⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

⑤ 同一事由により複数の被害者が生じた場合や損害発生事由が過去の判例に照らして特殊な賠償事故である場合等の事故形態が特殊な場合において、(1)①～④までの事項を確認するための、関係者への聞き取り等の結果の照会 180日

(3) (2)①～⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①～⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①～⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)～(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)～(3)までの期間に算入しないものとします。

第24条（時効）

保険金請求権は、第21条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第25条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第26条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第27条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第28条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

附 則

(1) 第2章使用者賠償責任条項第8条（先取特権）(1)・(2)の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に災害が発生した場合に適用します。

(2) 第8条（先取特権）(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権（注）の譲渡または保険金請求権（注）を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注) 保険法の施行日前に発生した災害に係るものを除きます。

別表1

保険金額表

支払方式 身体の障害の 区分と保険金の種類	定額方式 (定額で支払が行われる 方式)	定率方式 (平均賃金を基礎として 支払が行われる方式)
(死亡補償保険金) 死亡 (後遺障害補償保険金) 後遺障害	被用者1名につき 万円	被用者1名につき 日分
1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級 11級 12級 13級 14級	保険証券記載のとおり	
(休業補償保険金) 負傷・疾病(休業)	休業し、賃金を受けない 日の第4日目以降の期間 に対し 1日につき 円	休業し、賃金を受けない 日の第4日目以降の期間 に対し 1日につき %
	保険証券記載のとおり	

本表は、第1章法定外補償条項の別表として用いるほか、第1章に付帯される各種特約の別表としても用います。

別表2

短期率表

既経過期間	7 日まで	15 日まで	1 か月まで	2 か月まで	3 か月まで	4 か月まで	5 か月まで	6 か月まで	7 か月まで	8 か月まで	9 か月まで	10 か月まで	11 か月まで	1 年まで
短期 率	10 %	15 %	25 %	35 %	45 %	55 %	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	95 %	100 %

通勤災害担保特約条項

第1条(当会社の支払責任)

当会社は、労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1章法定外補償条項第2条(保険金を支払う場合)に規定する被用者の業務上の事由による身体の障害のほか被用者が通勤により身体の障害を被った場合は、普通保険約款別表1に定める金額を、この通勤災害担保特約条項の規定に従い、保険金(普通保険約款第1章法定外補償条項の保険金をいいます。)として被保険者に支払います。

第2条(普通保険約款等との関係)

この通勤災害担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款(第1章法定外補償条項および第3章基本条項)およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

特別加入者担保特約条項

第1条（被用者の定義の拡大）

当社は、この特別加入者担保特約条項により、別表に掲げる特別加入者（労働者災害補償保険法第33条第1号から第5号までのいずれかに掲げる者をいいます。）を労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「被用者」とみなします。

第2条（読み替え規定）

この特約条項の適用にあたっては、次の①～③に掲げる用語はそれぞれ次のとおり読み替えるものとします。

- ① 普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「賃金総額」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「保険料算定基礎額」
- ② 普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「平均賃金」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「給付基礎日額」
- ③ 普通保険約款第1章法定外補償条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する「業務上の事由」は、労働者災害補償保険法第33条第5号に掲げる者については「当該作業」

第3条（普通保険約款等との関係）

この特別加入者担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

別表 対象とする特別加入者

氏名	役職または職業	給付基礎日額（支払方式が「定率方式」の場合）
		保険証券記載のとおり

無資格運転等担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当社は、次の①～③のいずれかに該当する間に被った身体の障害については、労災保険法等によって給付が決定された場合に限り、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）(1)②の規定を適用しません。

- ① 被用者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令による運転資格をいいます。）を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
- ② 被用者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ③ 被用者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

第2条（普通保険約款等との関係）

この無資格運転等担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

過労自殺担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当社は、被用者が業務による心理的負荷によって精神障害が発病したと認められる場合において、その被用者が自殺を図ったことにより被った障害については、労災保険法等によって給付が決定された場合に限り、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）(1)①の規定を適用しません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この過労自殺担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

職業性疾病の定義に関する特約条項

労働基準法施行規則第35条が規定する次の①・②の疾病は、労働災害総合保険普通保険約款第1章法定外補償条項第1条（用語の定義）、第2章使用者賠償責任条項第1条（用語の定義）および第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「職業性疾病」とみなしません。

- ① 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含みます。）もしくは解離性大動脈瘤またはこれらの疾病に付随する疾病
- ② 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神および行動の障害またはこれに付随する疾病

確定保険料特約条項

第1条（用語の定義）

- (1) 労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、この確定保険料特約条項において次に掲げる用語については、それぞれ次の定義に従うものとします。

(50音順)

用語	定義
ち 賃金総額	<ol style="list-style-type: none"> ① 労働者災害補償保険法適用事業については、保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(注)における労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条にいう賃金総額をいいます。 ② 船員保険法適用事業については、保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(注)における同法第4条にいう標準報酬日額に保険期間中の日数を乗じた額の合算額をいいます。 <p>〔注〕1年間とします。</p>

へ 平均被用者数	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(注)内の毎月一定日の被用者人数の累計をその会計年度内の月数で除して算定された人数をいいます。 〔注〕1年間とします。
ほ 保険料	<ol style="list-style-type: none"> ① 保険料が賃金を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対する賃金総額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。 ② 保険料が被用者数を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。

- (2) 当社は、(1)に定める賃金総額または平均被用者数が保険期間中に見込まれるそれぞれの金額または人数を著しく上回りもしくは下回る特別の事情があると認める場合は、被保険者との協議による合意に基づき、その金額または人数を調整することができるものとします。

第2条（保険料精算の例外）

当社は、前条(2)の規定を適用して保険料を領収した場合または普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)・(6)、第15条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)、第17条（保険料の返還－解除の場合）に規定する場合を除き、普通保険約款第3章基本条項第13条（保険料の精算）(1)および(3)の規定を適用しません。

第3条（保険金計算の特例）

当社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した賃金総額または平均被用者数が、第1条（用語の定義）(1)に規定する賃金総額または平均被用者数の実際の金額または人数に不足していた場合は、賃金総額または平均被用者数の申告において保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があった場合に限り、その不足する割合により削減して保険金を支払います。

第4条（読み替え規定）

- (1) この確定保険料特約条項においては、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句を同表のとおり読み替えて適用します。

規 定	読み替えの字句
普通保険約款第3章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(4)、第5条（通知義務）(4)、第13条（保険料の精算）(3)、第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)、第15条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)①・②および第17条（保険料の返還－解除の場合）(1)①・②および(2)①・②	暫定保険料 → 保険料

(2) 当社は、この保険契約に暫定保険料分割払特約（大口用）条項が付帯されている場合には、暫定保険料分割払特約（大口用）条項の規定中、「暫定保険料」とあるのを「保険料」と読み替えて適用します。

第5条（普通保険約款等との関係）

この確定保険料特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

< し く み >

本制度は、一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会を保険契約者とし、その会員教習所を被保険者とする団体契約です。

<引受損害保険会社>

幹事会社 共栄火災海上保険株式会社

非幹事会社 損害保険ジャパン株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

<取扱代理店>

一般財団法人全国中小企業共済財団

平河商事株式会社

満期の節は満期通知書をご送付いたしますので、前回と同じく加入依頼書と保険料をそえ継続加入の手続きをお願いいたします。

共栄火災海上保険株式会社

本店営業部営業第一課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL 03-3504-2956

[お問い合わせ先]

一般財団法人全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12

TEL 03-3264-1511(代表)

(24.12)